

Title	プラトンの国家と教育
Sub Title	Plato's way of thinking concerning state and education
Author	村井, 実(Murai, Minoru)
Publisher	三田哲學會
Publication year	1958
Jtitle	哲學 No.34 (1958. 1) ,p.25- 59
JaLC DOI	
Abstract	The intention which gave rise to the educational thought of Plato is characterized here as "philosophical cure" of Athenian State. Accordingly, the main arguments in this paper intend to explain Plato's way of thinking underlying following problems: 1) In what condition for Plato's eye was the sick state? 2) what was Plato's plan for the restoration to health? 3) How did Plato think concerning the ideal of health? The analysis of Plato's attitudes in the treatment of the first two problems informs us that they are fundamentally influenced by his "essentialist" way of thinking in the treatment of the third problem; it grant to the human intelligence the faculty of seeing ideas, essence or the true being. The Platonic or the essentialist way of thinking necessarily leads to the totalitarian theory of education, which has been severely criticised by J. Dewey, R. Crossman or K. Popper, who stand on the side of individualistic and liberal theory of education, and assert that human intelligence is unable to see the absolute being and that scientific studies should restrict themselves to the acquirement of positivistic knowledge of man and the world. This paper refrains from arguing which of those two attitudes of educational thinking might be justifiable; it only intend to point out the inevitability of both in educational practice, and call attention to the importance of the logical and analytical study in the science of this field.
Notes	小林澄兄先生古稀記念論文集
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00150430-0000034-0025">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00150430-0000034-0025</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# プラトンの国家と教育

村 井 実

## 一、哲学的治療

プラトンの国家の構想については、それが単なるユートピアではなかつたということが、研究者たちによつてしばしば強調される。たとえばテイラーは、「プラトンは決してユートピアの建設者ではなく、きわめて実際的な思想家である。」(Plato P. 472) 「国家」が政府に関する理論的論議の単なる寄せ集めではなくて、……アテナイの一愛国者による実際の改革の真剣な計画であることを、もし私たちが忘れるならば、私たちは彼に対して最大の謬ちを犯すことになる。」(ibid. P. 122 f.)と言っている。

しかしユートピアとは一体何を指すのであろうか。試みにテイラー以外の諸家の考えを拾つてみると、ポパーは、「完全国家、又は最善国家についてのプラトンの描写は、通常、一進歩主義者のユートピア的計画と解されてきた。」と述べて、「国家」「ティマイオス」および「クリティアス」において、プラトンは繰り返して、それが遠い過去の描写であると主張しているにもかかわらず、また、それに対応する「法律」での各節にも、歴史敘述的意図が明瞭であるにもかかわらず、プラトンは未来についての覆面的描写を意図したものだと思なされている。」とい

う表現を用いている。(K. R. Popper, *Open Society and its Enemy*, Revised Ed. Vol. I, P. 45)。同様で長沢信寿教授もまた、「プラトンをもつて、遠い未来にユートピアの実現を待望したと考えることは、彼の真意を洞察したものである。また彼の哲学を正しく理解したことでもないであろう。」として、「彼の理想国の理想は、無限の未来に実現すべき可能態としてではなく、既に実現した筈の過去に求められた。それは恐らく大洪水以前の、或いは少くとも *κρίσιος ὄμιλος* (家長法) の時代として表象せられたのであった。」と指摘し、あわせて、プラトンが国家構想のために、「当時の現実の世界からゆたかなる材料を蒐集してきた」ことに関する諸家の研究成果を紹介されている(長沢信寿「プラトン」三〇六頁以下)。

こうして見ると、プラトンの国家がユートピアでないと言われる理由は、それが、一、未来にあるべきものとしてでなく、過去にあつたものとして構想されたこと、二、架空の材料をもつてではなく、現実の材料をもつて構想されたこと、三、机上の理論としてでなく、実際の改革の意図をもつて構想されたこと、などに帰着すると見てよいであろう。

しかし、こうした理由が、プラトンの国家をユートピアでないと主張する十分な根拠になるであろうか。もつとも、「ユートピア」の意味がそもそも曖昧なのであるから、その限りでは、私たちのこの問いも同じく無意味であると言えよう。しかし、むしろ私たちが問いたいのには、ユートピアの意味がどうであるにせよ、プラトンの国家について以上のような諸問題を議論することが、もともとどれほどの意味をもつだろうかということである。一人の歴史上のすぐれた人物が、国家を構想するにあたって、実際の改革の意図を全く持たないとすれば奇妙なことだし、いやしくも構想するに当つては、現実の材料を利用しないわけにいかないことも当然であり、また、未来にあ

るべきものとされようと、過去にあつたものとされようと、それが現実の国家ではなくて、単に構想された国家であることには変りがない。したがつて、以上の諸家によつて試みられたような主張は、結局、プラトンが単なる夢想家ではなかつたかという疑いに対して彼の意図を弁護するだけの意味しか持ちえないのであつて、プラトンの国家構想の性格がどうであつたかを、進んで明らかにするような積極的意味はほとんど持たない。しかも私たちがプラトンの国家について知りたい肝心の点は、彼の国家が単なる夢想でなかつたかということではなくて、何故に夢想でなかつたかということ、言い換えれば、どういう合理的な方法が、国家の構想においてとられているか、ということである。この点、ユートピアという言葉の解釈について、エンゲルスのとつた態度は、私たちにとつて十分に参考になるであらう。彼のばあいには、ユートピア的ということは、非科学的ということの同義語であつた (E. Engels, *Die Entwicklung des Sozialismus von der Utopie zur Wissenschaft* 参照)。再び科学的という言葉の用法が問題になるが、私たちはただ、これを唯物史観的ということに限らず、広く合理的という意味にとつておいてよいであらう。つまり、ある国家の構想がユートピアでないかどうかは、その意図が現実的改革にあつたかどうかよりも、先づ、その構想の方法が、合理的と見做しうる思考法に基いていたかどうかによつて決定されなければならないと思われるのである。

この意味で、単にプラトンの現実的改革の意図を問題とするのではなく、その意図における彼の思考法を問題とする最近の議論の一つとしてショットレーンダーの業績が挙げられるであらう。彼は、ペリクレスによつてヘラスの学校 (Schule) と讀えられたアテナイの国家が、プラトンの時代には、政治の舞台に上る政治家たちがその喝采を期待する観客 (Publikum) の集合と化していたことを指摘し、その事態に対する哲学的治療 (philosophische

Heilung) を意図して、プラトンのイデア論が提出されたことを主張している (R. Schottlaender, Der Philosophische Heilsbegriff, 1952 • Philosophische Heilswege in der Ursprungszeit der Schulgründungen, Zeitschrift für Philosophische Forschung, B. II H. I 1947)。つまりここでは、プラトンの単なる意図が問題とされるのではなく、むしろ進んで、プラトンの思考法の特色ある所産と思われるイデア論の性格が、彼の意図との関係において考察されているのである。

私のこの小論の目的は、プラトンの国家における教育の性格を、特にその思考法に即して明らかにすることであるが、その明らかにさるべき性格は、一口に言えば、シュットレーンダーのいわゆる「哲学的治療」につきると思う。もともとプラトンは、魂における悪を、しばしば肉体における病気になぞらえて語るが、これは国家についても同様であり (Resp. 556e, 564b) したがってまた、国家における立法家の仕事は、しばしば、肉体における医者の仕事になぞらえて語られる。医者の前に病んだ肉体が横たわっているように、立法家や統治者の前には、病んだ国家が横たわっていると考えられたのである (Pol. 295, 298, Leg. 720)。したがって、この考え方に現れる教育の性格を「治療」という言葉で表現することは、プラトンの意図の現実性を示す意味でもきわめて適切であると言えよう。しかし、私たちがここに取って「治療」という表現を用いるのはそれだけの理由からではない。むしろ、同時にこれによつて、彼の思考法のもつ哲学的問題性が、早くも暗示的に提示されうると思われるからである。つまり、病んだ国家の「治療」という表現には、すでにその意味内容において、病んだ国家の病理現象はどうかという現実分析の問題及び、その現実をどう治療するかという教育計画の問題の発生が予想されているのであるが、しかもそれらの問題はそれぞれ直ちに、その解決のためには、病まない国家の常態はどうかという国家理念の問題と対決せざ

るをえないであろうということが容易に推察されるのであり、しかもこの対決の仕方こそ、プラトンの思考法の哲學的性格を決定すべき重要な要素であると考えられるからである。

したがつて、私たちの今後の議論は、この「哲學的治療」という言葉が暗示する三つの問題を扱うことになる。すなわち、第一に、プラトンの現実分析とその思考法の問題、第二に、彼の教育計画とその思考法の問題、第三に、それらの思考法に対する批判の問題という順序になる。

## 二、国家の病理現象

プラトンの前には病んだ国家が横たわつていた。この病んだ国家は、当初は彼の祖国アテナイであつただらうけれども、ほぼアカデメイアの設立の時機を転機として、プラトンの眼は他の国々にも及び、ついにはヘラス全土、あるいはそれと接触をもつに至つた地域のいくつかの国々、つまりシケリアやペルシアにまでも向けられるようになったと思われる。そしてその間に、それらの国家に共通する一種の病理現象ともいふべきものが、かなり明瞭な歴史的法則を示唆するものとして、プラトンの意識に上るようになってきた。この意識はやがて、ゴムペルツが「逆の進化論」(“umgekehrte Abstammungslehre,” T. Gomperz, Griechische Denker 2 Bd. 4 aufl, S. 484)と呼んだところの特種な歴史哲学にまで結晶し、この歴史哲学に基いて、「政治的頽廢の歴史における道標」としてのいくつかの代表的な国家形態が設定され、「多様な現存国家」がそれぞれそれらの形態にふりあてられ、<sup>註</sup>診断されたのである。

註 この部分の二つの引用は J. Adam, *The Republic of Plato*, Vol. II P. 198, Note to 544a 3 より。

こうした問題を扱ったプラトンの作品としては、年代的な順序に従つて言えば、「国家」「政治家」「法律」の三篇であるが、基本的な考え方はこの三篇を通じてほとんど変つていない。すなわち、理想に近い国家が次第に墮落していく状態が、一連の病理現象として法則的に捕えられているのである。この墮落の段階は「国家」では四つ、「政治家」では六つに区分されているが、ここにその代表的なものが見られる。「国家」のばあいをとれば、第一段階は名譽政体タイモクラティア、つまり、名譽を追求する貴族による政体、第二段階は寡頭政体オリガルクシア、つまり、富裕な氏族による政体、第三段階は民主政体デモクラティア、つまり、民衆による政体、第四段階は僭主による政体テュラニス、つまり、「国家の第四の、最後の病氣」(Resp. 544c)である政体という順序になる。

この病理現象の診断にあつて、プラトンは、国家の病いの最も明かな徴候として次の三つのものを考えていたように思われる。すなわち、国内紛争、誤つた政府の在り方、および誤つた教育の在り方である。国内紛争というのは、利害関係の衝突、なかでも、物質的利害関係、経済的な利益追求における衝突を指している。このことはすでに、ツキエディデスにおいても、貴族主義党派や民主主義党派間の「党派抗争がもととなつて、あらゆる種類の病弊がヘラスに生じた」(Thucydides, III, 82, 青木巖訳二八〇頁)という表現をもつて指摘されていたことであつたが、プラトンは更に、この党派的对立の根源を深く探つて、経済的利害の争いを重視し、その争いをほとんど階級間の斗争として認めている。事実、プラトンの生きた当時のギリシアの諸国家は、ほとんどが貴族主義的専制主義か民主主義かの形をとり、また、瀕発する革命を通じて、この二つの階級的独裁の抗争の渦中にあつた。専制

主義者の政治力は主として土地所有者や大商人の同盟の上に立ち、農民層に支持されて成立していたし、民主主義者の政治力は都市地域の商工業労働者の利害に支えられた指導者たちの手中にあつた。つまり、政治的党派の争いは同時に職業階級間の経済的争いでもあつたのである。しかし、いずれにせよ、こうした利害追求のための抗争が国家を危くする病いであることには違ひなかつた。どの党派も利己的な階級的利害の追求に専心し、目前の利益だけを求めることに追われて、国家全体の幸福を考えはしなかつた。どの党派にとつても、道徳や宗教は支持者の歡心を買うための口先の飾りにすぎなかつた。したがつて、プラトンにとつては、こうした内紛の結果は、必然的に社会生活の崩壊を導くと考えられたのである。

国内紛争の一つの結果でありながら、やはりそれに次ぐ病いの徴候と見られたのは誤つた政府の在り方である。誤つた政府というのは、プラトンの考えによれば、政治的能力のある人々に政治が委ねられるのでなくて、ある階層、ある党派、あるいは国民の全部に政治が委ねられるばあいを指している。つまり、専制政体という政府の形態は、政治を富者の特権と考えるものであり、一方民主政体という政府の形態は、政治を市民全部の特権と考えるものであり、そのどちらのばあいにも、支配の能力が誰にあるかという肝心の問題は全く考慮されていない。そのために、政治は階級的利害の戦いと化し、本来は国民全体を支配すべき地位にある法律さえも、国民中の単なる一部の者に隷従するというような事態が生ずる。

こうした事態と必然的に連関するもう一つの病弊は教育の誤りである。国家の運命は当然若い世代の肩にかかつているものであるから、子どもたちが不当な仕方では教育されたり、単なる個人的な好みや偶然に委ねられて育つことは誤りであると同時に、一方そうした教育の仕事に携わるべき人々が全く放任された状態で活動することも誤り



である。かつての大国であつたペルシアとアテナイとに例をとつてみても、一方は専制政治に、一方は民主政治に、それぞれ異つた墮落の方向を辿つたが、その原因は全く同一であつて、ともに教育の原理を知らなかつたことに帰せられる。すなわち、ペルシアにおいては、何人も如何にして命令すべきかを教えられず、アテナイにおいては、何人も如何にして服従すべきかを学ばなかつたのである。

現存のあらゆる国家における、内紛、党派的・階級的政体、教育の不徹底などの病理現象の分析は、やがて、プラトンを導いて、それらの病いから自由な、健康な国家の構想に赴かせた。つまり上述の国家墮落のそれぞれの段階が、本来は完全な健康な理想国家の病氣の状態と考えられ、したがつてその理想国家は、本来実在したはずのものとして、過去の一時点にその実在性を想定され、現実の病める諸国家の治療は、当然その本来の姿に復帰することによつて可能であるとされたのである。そしてここから、プラトンの思想の一特色である、革新的傾向と保守的傾向との不思議な共存が生じてくる。これは「法律」における、「悪からの変化以外の変化は、どんな変化でも、すべて最も危険なものである」(Leg. 797d) という言葉の中に鋭く現れていると言えよう。すなわち、最も悪く病める者の治療は健康な状態への思いきつた飛躍以外にはないと同じように、最悪の国家、たとえば僭主政体の治療は、プラトンによれば、その僭主と賢明な政治家との出遭いによる理想国家の革新的な構築によらなければならぬと考えられ (Leg. 709f)。また「国家」においては、哲人が王となり、王が哲人となるという、いわゆる哲人王の思想が提出されるのであるが、こうした構想に関するかぎり、プラトンの思想は、きわめて正当に、革新的と呼びうるであろう。しかし一方、一度び革新的に構築された国家は、それがその優れた性格を失わないためには、一切の変化の危険性から十分に保護されなければならない。それはちやうど健康な者の肉体が、一切の病氣の危険

から予め遠ざけられていることが最も賢明であるのと同様である。こうしてプラトンの思想は、時によつては、きわめて保守的になる。プラトンの思想に対する人々の評価を歴史的にしばしば狂わせ、浮動させるものは、おそらく、プラトンの思想自体におけるこの矛盾であろう。プラトンの思想が、近世においても、特にルソーに影響し、また、ナチスの哲学者たちを動かしたことは周知のことであるが、一方、たとえばフィールドのように、極力プラトンの保守性を指摘し、彼が、「新しい、破懐的傾向に対して強く反対した」ことを好意的に主張しようとする研究者も少くないのである。<sup>註</sup>

註 フィールドの引用は G. C. Field, *Plato and his Contemporaries*, P. 91 より。ナチスの哲学者というのは、たとえば C. Wogte, *Platon, Erziehung zum Politischen Menschen*. A. Beumler, *Männerbund und Wissenschaft*。また O. Neurath and J. Lauwers, *Nazi Textbooks and the Future—II*, *Journal of Education* 1944, P. 575 参照。

ルソーについては『エミール』、『民約論』、『懺悔録』などにプラトンとの関係がしばしば指摘されうるだけでなく、特に彼の思考法がプラトンのそれに類似していた。その点、拙論『教育学の科学的性格』（教育学研究廿二巻六号）参照。

しかし、プラトン解釈における以上のような混乱は、大部分、彼の思想の表現された形態に固執することから生ずるように思われる。もしそれらの形態の根柢に横わつてゐる彼の思考法に着目するならば、プラトン自身には何の矛盾も混乱もないように思えるのである。私たちは上述の病理現象の分析におけるプラトンの思考法が、彼の思想の頂点でもあるイデア論の思考法とほとんど同一であることに注意しなければならぬであろう。実在した理想国家は、現実の国家の原型であり、現実の国家はその原型の模倣として、原型の性格を分有する。そしてそれは、分有の程度に応じてより善であり、その分有された性格を失うにつれて墮落する (Aristoteles, *Met.* 987b 988b)。

したがつて、国家がその墮落から救われる唯一の道は、先づその原型を見ることであり、次いでそれに倣うこと、そして最後には、その模倣的形態を手段をつくして維持することである。ここには革新的な思想の芽も、保守的な思想の芽も同時に含まれていると言えよう。しかし、その思考法はむしろ単純であり、何の混乱もなく、むしろ、やがて私たちが明らかにしたいと思う一種の独自の論理——イデア論の論理と共通の論理——によつて貫かれているのである。

### 三、理想国の教育計画

プラトンの国家における教育計画の特色は、それがきわめて論理的であるということである。つまり、前節に述べられたように、国家の病理現象の治療は、国家のイデアを見ること、及び、その見られたイデアの面影を極力維持することにあつたから、理想国家の教育の目的もまた、イデアを見ることと、イデアを維持することに向けられた。しかし、実際には、プラトンの国家に住む人々にとつては、国家はあらかじめ（プラトンによつて）理想の状態において与えられているのであるから、イデアを見るということも、所詮は、国家のイデア的状态を承認することに他ならなかつた。したがつて、プラトンの国家での教育の目的は、一口に言えば、理想国家の維持と充実とにあつた。そして一切の教育計画は、この目的に従属する手段として、きわめて論理的に整えられた。これは最善の国家が構想された「国家」においても、次善の国家が構想された「法律」においても変りはなかつた。このことを具体的に知るために、暫く「国家」の教育構想の概要を考察することにした。

## A、陶冶理想について

「国家」における陶冶理想が、上述の教育目的に従つて、その理想国家の維持と充実にふさわしい人間の形成におかれたことは言うまでもないであろう。ただ問題は、そのふさわしい人間とは何を指すかということである。ここにプラトンの基本的な正義観、あるいは国家観が問題となつてくる。周知のように、プラトンの「国家」における国家組織は、正義の理念に基く三分法、すなわち、統治階級と軍人階級（あるいは補助者階級）と生産者階級との三階級が「素質に応じて一人が一事を」（207c）行ふ建前であつた。したがつて、その当然の結果として、理想国家にふさわしい人間の陶冶理想は、具体的にはこの三階級の別に応じてそれぞれに異つてくる。つまり、この三階級は、「本来理性的なもの」と「気概あるもの」と「欲情的なもの」というそれぞれの素質に応じて成立しているものであるから、統治階級の陶冶理想は、気概を指揮して欲望を統べる理性、すなわち智慧の実現であり、軍人階級の理想は、理性の命に従つて欲望を制する気概、すなわち勇氣の実現であり、生産階級の陶冶理想は、理性の命に従い、気概の統制に服する欲望、すなわち節制の実現ということになる。註

註 この階級別の陶冶理想の簡潔な表現は、石山脩平『プラトン』（八十九頁）による。

ところで、陶冶理想のこの区分によつても分るように、生産階級の者の陶冶理想は、自分の持ち前をその上層の二階級の者の持ち前に服従せしめることにあるのであり、一方統治階級は、プラトンによれば、軍人階級の中から、教育の道程を通じて選抜されてくる階級とされているのであるから、プラトンの国家篇における教育活動は、原理的には、支配者階級（統治階級と軍人階級とを含む）におけるものと、被支配者階級（生産階級）におけるものと

の二種に大別されることになる。しかし実際には、プラトンは、この被支配者階級の教育活動については特別には何事も述べていない。おそらく、たとえ述べたとしても、彼らに割り当てた役割から見て、単なる技術的な知識の学習や技術的な訓練以上のことではありえなかつたことは確かである。たとえ彼らに一種の徳が必要であつたとしても、それは支配者階級におけるものとは全くちがつて、特別に教育を必要とするほどのものとは考えられない。ヴィンデルバンドはこの点について、「この第三階級は実に、ただ従順に命に服し、他の二階級を養つていさえすれば、その任務をつくしているわけであり、したがつて、この階級の者の到達しうるのは、せいぜいただ『通俗の徳』である。それは現存せる諸々の規則訓誡に対し、何らその理由などわきまえることなく、単に功利的な動機からして従うところの俗徳である。」<sup>註</sup>と述べているが、全くその通りであろう。

註 出隆、田中美知太郎訳『プラトン』三一四頁、引用部分は仮名づかいや句読点を若干変更して拝借した。

こうした俗徳の養成は、教育という労苦多い仕事に値いしない。それはむしろ、正当には説得<sup>ペイト</sup>という言葉で呼ぶにふさわしい仕事であろう。したがつてプラトンは、広い意味での教育について語るばあいには、しばしばこの説得<sup>ペイト</sup>という表現を用いる。法律篇には、「立法者はその立法にあたつて、二つの手段、つまり説得と、強制との利用を全く考えていないように見える。彼らは無教育な大衆を扱うのに、一方だけを用いる。つまり強制に説得を混えようとせず、ただ単純きわまる強制だけを加えようとする」と語られているが、ここに言う説得と強制とこそ、単に法律篇の国家の大衆のみならず、国家篇の国家の大衆にとつてもふさわしい教育法と考えられたのであろう。この点興味深いのは、この説得の一方法とも言うべき、いわゆる「高貴な嘘」(resurrection desirous)の思想である。こ

の思想は、理想国家の健全な維持のために、「一つの高貴な嘘を用いて、できれば支配者自身を、しかし、ともかく、それ以外の者を説得したい」(414c)という言葉をもつて紹介されるのであるが、その内容は、軍人たちは母国の土から生れたものであるからそれを防護しなければならぬという神話、及び、神が人間の創造にあたって統治者に適した者には金を、補助者(軍人)には銀を、農耕者その他の生産者には鉄や銅を混入しておいたのであるから、その遺伝的な区別を狂わさないようにすることが必要であり、鉄や銅の素質の者が国を守る時には国は忽ち滅びることになつていゝという神話から成り立っている。しかもこうした「嘘」の使用については、上述の「高貴な嘘」に限らず、一般に、統治者の神聖な義務、ないし特権と考えられ、「嘘をつくといふことは、もしそれが誰かの仕事であるとするならば、正に国家の統治者の仕事である。彼は国益のために敵や同国人を欺くのであり、それ以外の何人もこのことに手を触れてはならない」と言われる。そしてもしそれ以外のものが嘘をつくばあいには、「統治者はこれを、国家を損い危険に導く仕事を導き入れるものとして罰するであろう」と述べられるのである。

(389b~d)。

被支配者は常に真実を語らなければならないが、支配者は「その被支配者の利益のために、多くの嘘と欺瞞アバデーとを用いなければならない」(459c)といふこのプラトンの考え方は、医者が患者を欺くばあいにさぞらえて、プラトンの著作の各所に見られるのであるが(389a, 414c, Leg. 633e)。これは、真理の追求者であり、その担い手でもある「哲人王」といふプラトンの理念に照して、およそ、この人にふさわしくない言説であるといふところから、研究者の間でも、しばしば、解釈上問題とされるところである。しかしどう解釈してみても、この「高貴な嘘」が、国民教育の重要な一手段としての説得の一種であつたことは否定できないと思う。上述の引用でも分るように、これ

は単に生産階級だけでなく、支配者階級のすべてをも含む国民全体を対象としているのであつて、単に、支配者による、支配のための、被支配者に対する欺瞞ではなく、むしろ国民のいわば確信の統一のための包括的な教育手段であり、その意味でこそ、あえて、「高貴な生れの」<sup>ゲンナイオス</sup>嘘と呼ばれたのであろう。こうした種類の嘘の使用は、いかなる国家も、国家の維持を目的とする限り、たえず逢着する問題であつて、それを「嘘」と自覚するか、統一された確信と見なすか、完全な真実と見なすかに若干の態度の相違があるだけである。したがつて、プラトンのこの思想については、彼の卒直さを讃える必要こそあれ、弁護すべき何の必要もないと私は思う。必要なのはただ、彼のこの卒直な意見——それは、教育は何らかの意味で一種の嘘を必要とするという主張を含む——がどういう問題性を含んでいるかの吟味だけである。

被支配者階級の教育がややなおざりにされているのに比して、支配者階級の教育はかなり詳細に描出されている。その陶冶理想の頂点が、具体的にはいわゆる「哲人王」の理念として、次のように表現されているのは周知のことである。「諸国において、哲人が王となるか、現在の王侯たちがほんとうに哲学できるか……でなければ、国家にも、そしてまた人間にも、悪の終熄はない」(473d)。この主張の理由は明らかである。王は理想国家の創始者であり、立法者であり、やがてはその維持者としての役割を果すべきものであるから、彼自身が先づその理想国家の理想的性格——神的性格の理解者でなければならぬ。もしそうでなければ、第一に、もともと理想国家が実現できないだけでなく、第二に、たとえ実現されたとしても、忽ちその国家の神的完全性が崩れて、各種の異質的な性格、すなわち悪が侵入するにちがいないからである。したがつて、こうした重任を負う哲学者の性格と仕事は次

のような言葉で表現される。それは「真理を観ることを愛する」者であり、他の人々のように「美しい声や色や形や、すべてそれらからできているもの」を喜びはしないで、「美そのものの本質を見て喜ぶ」(475d~476b)。こうして彼は「神的にして秩序あるものと交り……それらを模倣し、できるだけそれらにあやかろうとして……そのように自分を作り上げるだけでなく、そこで見たものを、公私いずれにせよ、人間の性格の中に植えつけること」に従事し、「神的なものをモデルとして描く画家」として「国家組織の下絵をする」(500d~501b)。

こうして見ると、哲学者は理想国家の扇の要のようなものであるが、そこで一体、この哲学者はどのようなようにしてえられるか。これがプラトンの国家における教育の最高の仕事となるわけであり、一般にプラトンの教育過程論として知られているものは、主としてこの部分にあたるわけである。

## B、教育過程について

プラトンの教育過程論は、おそらく彼自身の次の言葉で概括されうるであろう。「少年時代や青年時代における彼らの学習や哲学のすべては、彼らの幼さにふさわしいものでなければならぬ。彼らが大人になつていくこの期間には、主要な注意は彼らの身体に注がれ、それが哲学の助けとなるようにされなければならない。やがて成人して知力が熟しはじめるにつれて、魂の訓練を強化させなければならない。しかし、彼らの体力が衰えて、公民的義務や兵役の義務を終つたならば、その時こそ、彼らを自由に哲学させ、哲学以外のことには、娯楽として以外には携わらないようにさせなければならない」(498b)。

この計画は具体的には次のような教育過程として展開される。先づ支配者階級の子弟は、その中から選抜されて



やがて統治者階級に属すべき者も含めて、一般の市民から隔離され、彼らの果すべき支配の役割にふさわしい教育をうける。その教育の基本的要件は次の三つに帰着するであろう。第一に、彼らの個人的な興味、つまり私財への興味や、家族への愛着や、肉体的快樂への傾向は抑圧されなければならない。この仕事を容易にする社会的条件として、特にこの支配者階級だけには、被支配者階級とちがつて、予め、財産や家族の共有制度がとられていることは周知のとおりである。この国家の支配階級の間では、「女が共有であり、子供が共有であり、すべての教育が共有であり、また、戦時にも平時にも仕事が共有であり、……住居には誰の私有品もなく、それはすべての人の共有の住居である」(543a)と主張される。その理由は、上述のような個人的関心から醸成されるものは、結局は、国家の統一を乱す原因となるものであり、また諸外国に対抗する上での結合を弱めるものだからとされている。第二に、彼らは肉体的にも精神的にも国家守護の任に適するものでなければならぬ。そのためには、肉体の強健さはもちろん、精神の勇敢さと優しさとが同時に必要であるが、この性質は羊群を守る番犬の役割に例えて説明される。「守備にかけての適性については、素質のよい犬と生れのよい青年との間にちがいはない。……生れのよい犬は知り合いの者や親しい者にはやさしく、知らない者にはその反対である」(375a)。そこで、やさしさと猛々しさという反対のものの調和を求めるという意味で、この階級の子弟に対しては、特に音楽と体育とが重視されることになる。「音楽と体育とは、一部の人々が考えているように、一方は魂の訓練のために、一方は身体の訓練のために、工夫されたものではない。……体育だけの行きすぎは必要以上に猛々しい人間を作り、音楽だけの行きすぎは適度以上に人を柔弱にする……しかし私たちは、わが国の守護者たちがこの両方の性質を兼備すべきだと主張する……だから私は言うのだ。ある神がこれら二つの術を人間に与え、それらが魂と身体とにそれぞれ役立つことは二

の次ぎとして、魂の二つの要素、つまり、元気なものと愛智的なもの（やさしさを指す―筆者註―）が緊張弛緩のよろしきをえて、適度に調和されるように望んだのだ、と」（410b～411c）。こうしてプラトンは結論する。「これが私たちの教育と訓練との原則である」（412b）。第三に、彼らには、音楽と体育との他に、諸科学の初歩、つまり、計算や幾何学がさずけられる。しかしそれらは、この段階では、まだ、「非体系的に」（537c）与えられるようであり、したがって、やがて学習すべき弁証法への予備教科として、<sup>プロバイディヤ</sup>「強制的でなく遊戯的に」（537a）施される。こうして、その後、彼らが二十才になるまで、二年又は三年間の体育特修期間がつつき、この間に、労働や軍事に優れた成績を示す者が登録され選抜される。

二十才に達し、選抜されたこの青年たちを対象として、漸く本来の知的な教育が始められる。つまり、これまで非体系的に教えられた諸学問について、その相互関係と実在との関係の概観が行われるのである。しかし、これは同時に、「彼らの本性が弁証法的であるかどうかを検する最大の検査」（537c）でもあるから、彼らが三十才に達したときに再び選抜して、「感覚の力に頼らずに、真理に助けられて、存在者そのものに向うことができる者」を残し、これを統治者階級に繰り入れる。残されたもの以外は、<sup>エピクローイ</sup>統治者の補助者すなわち防衛者となり、<sup>フエラケス</sup>公共の治安や国家守備の仕事に従う。

三十才を越して統治者階級に選ばれた者は、ここではじめて、本来の哲学を意味する弁証法の学習に専念し、三十五才になれば、軍事の指揮にあたりたり、官職についたりして経験を深め、やがて五十才になつて、「行いにおいても、知識においても、あらゆる意味で一番すぐれていることを示した人々は、今こそ、魂の目を万物に光を与えるもの自体に向け、善そのものを見なければならぬ。なぜなら、彼らはそれを雛型として、それぞれ順次に国家

や私人や彼ら自身の余生を治め、主として愛智に余生を費し、順番がくれば、更に政治に努力し、名譽としてではなく、義務として、国のために支配者となり、また何時も他人を教育して自分のような者にならせ、自分自身に代つて彼らを国の守護者として残し、去つては福者の島に住まなければならない」(540ab)。

以上が国家篇における教育段階の概要であるが、これを一瞥して容易に気づかれる顕著な特色は、教育が理想國家の維持と充實とを目的として、きわめて能率的に計画されていることであろう。それは、いわば目的實現の論理に卒直に従つたものであり、この同じ態度は、被支配者階級の教育における嘘の使用という思想にも見ることができた。しかし、このプラトン獨特の論理的態度は、プラトンによつて提案された教育活動の具体的な方法や内容をみれば更に顯著に窺われるであらう。

### C、教育方法及び内容について

第一に挙げなければならないのは、教育の初期において優生的見地から実施される幼児殺し (infanticide, Kin-demord) の問題である。プラトンによれば、すでに指摘されたように、「統治者たちは、おそらく統治される者たちの利益のために、多くの嘘と欺瞞を用いなければならない」(459c)とされたのであつたが、その適用例の一つが先づ結婚と出産との問題に見られる。結婚にあつては、すぐれた男子がすぐれた女性と交るように、また人口問題との関聯において、巧妙なくじを利用して結婚の數と質とを制限し、しかもこれの實施に當つては、人々に不平が起らないように、統治者以外のものには内密にしなければならぬ。また出産に際しては、つまらない者の子供は親に内密にこれを捨て、盛りを過ぎて胎まれた子供も、優生的見地から陽の目を見せないようにし、また決

して育てないことにするというのである(459d~461c)。そしてそうしたことがらは、「国を建設するに当つては、何が最大善であり、何が最大悪であるかを考え、その上で、今述べたような生活が善のしるしであるかどうかを考察しよう」(462a)という態度からの正当な帰結であるとされている。つまり、理想国家の最大善を擁護し、最大悪を排除するという明瞭な意図の下に、教育の初めにあたつて、こうした優生的手段が大胆に採用されるのである。

第二に問題となるのは、初等教育の主要部分を占める音楽教育及び体育の方法と内容とである。面白いのは、ここでもまた嘘という教育方法が卒直に提案されていることである。「私たちは体育よりも前に、音楽による教育を行ふだろう。……私たちは幼児たちに先ず物語りを聞かせるが……これは大体において嘘でできている。……その意味で、体育よりも音楽の教育を先にするのだ」(377a)。

こうして先づ音楽の教育が始まるのであるが、その内容については、「何事にも初めが一番大切であり、特に幼弱者のばあいは、性格の形成過程であつて、刻印したいと思う印象は容易に刻印されるのであるから」(377a~b)、これらの物語りは統治者によつて慎重に検討され、「彼らが成長後に備うべき見解と反対の見解」(377b)を抱かないように、選択されていなければならないとされる。この点、石山教授の、「教育の最初の段階に位する神話教育が、教育の最後の段階に位する善のアイデアの認識と相応じている」(石山脩平「プラトン」九六頁)という見解は、これらの物語りが統治者による善のアイデアの認識によつて統制されているという意味において、きわめて適切であると思う。

この統制的な考えは、音楽の他の主要な二部門である詩歌や音曲についても同様に現れる。つまり、これらもまた、青少年がそれによつて節度ある言行を模倣するように配慮されなければならない、したがつて、たとえ優れたも

のではなくても、悲しみや歎きや酩酊や柔弱や怠惰の要素を含まないもの、謹直で勇敢な、要するに守護者の仕事にふさわしい性質のものだけが、厳しい吟味の後に児童に教えられるのである。

音楽の教育につづいては体育が問題となるのであるが、これはもちろん、粗食、労苦に堪える健康な肉体の鍛練を主目的とするものであり、衛生・保健に関しても、「国内では各人に一つの仕事が与えられているのであつて、一生治療をつづけながら病氣している暇は誰にもない」(408c-d)のであるから、「身体と魂の素質のよい者の世話はするが、そうでない者については、身体の悪いのは死ぬに任せ、魂の素質が悪くて、治療しえないものは、自分の手で殺すことにする」(410a)と述べられている。こうした音楽体育における厳しい教育法の意図は、おそらく、次のプラトンの言葉に簡明に表現されていると見てよいであろう。「私たちが兵士を選び出して音楽の教育と体育とを行うのは、染色と同じことをしているのだ。つまり、彼らが法律による完全な染色を受けるように工夫し、危険その他についての彼らの意見が教育と訓練によつて染着され……快樂や悲しみや恐怖や欲望などのような最も強力な洗剤によつても、洗い流されないようにしているのだ」(430a)。

音楽体育につづく第三の重要な教育問題は、三十才から始る、いわば本格的な教育としての弁証法の教育であるが、ここにも引続いて、プラトン独特の、無駄を許さない論理的な考え方が窺われる。弁証法の教育が、善のイデアを見ることを最高の目的としていることはすでにしばしば指摘されたことであるが、この教育は、後世において発展させられ、また逆にさか上つてプラトン解釈にもしばしば適用されるような、「一般教養」Humanitas<sup>註</sup>的意味のものとしてよりも、より多く国家機能としての意味をもつ教育活動であつた。その主旨はほぼ次のように述べられている。「無教育で真理を知らない者も、いつまでも教育にうき身をやつす者も、どちらも決して十分に国家の

世話をしないだろう。前者は公私ともに、その行動の規準となる目標を一つとして持たないし、後者は、早くも福者の島に遊んでいる気になつて、強制でもされないかぎり、何もしないだろう。……だから国家の建設者である私たちの仕事は、最もすぐれた者を、無理にも、あのすべてのなかの最大のものであると言われた学問、つまり、善の観得に向わせ、あの上り道を上らせ、しかも上つて十分に見たならば、現在彼らがしているような勝手な生活をさせないことにあるのだ。——そうすると私たちは不正を行うことになりませんか。もつとよい生活ができるのに、悪い生活をさせることになりませんか。——また忘れたね。君、私たちの法律の意図は、国内の一階級を特別に幸福にすることではなくて、むしろ国家全体に幸福を及ぼすことだつたのだよ。国民を説伏し強制して、各人が国家に与えうる利益を互に分ちあわせることだつたんだよ。勝手に好きなことをする国民を作るためではなくて、国家の団結に役立つ国民を作るためだつたんだよ」。この引用から、一部の研究者が考えているように、プラトン自身に弁証法のフマニタス的理解が全く無かつたと見るのは正しくないであろう。対話者の反問や、それに対するプラトンの弁明は、この事情を十分に説明しているはずである。ただ私たちとしては、そのフマニタスの意義が、いわば、より強いと思われる目的の枠内にしつかりとはめこまれていたことに注目せざるをえないだけである。つまり、弁証法の教育的意義は、少くともプラトンの理想国家においては、その国家の維持充実という目的に従つて、きわめて論理的に整理されていたと見るべきであろう。

註 プラトンの教育思想がフマニタス的な立場から理解されるのは文芸復興期以来の伝統であり、近代においても、シュライエルマッヒエルからシニブランガー(『文化と教育』村井、長井訳、中の論文「エロス」)の見解にまで至っている。しかし、プラトンにおける人文主義思想は、国家との強い結合においてあるのであつて、しかもその結合は、イーガー

(W. Jaeger, *Paideia, Die Formung des Griechischen Menschen*) やヘルビング (L. Helbing, *Der Dritte Humanismus*) において考えられたよりもっと強いのではないかと思われる。とは言え、ポパーのように、プラトンを全くフミニタスの傾向がなく、完全な国家主義者であつたとする見解には組しがたい (K. Popper, *Open Society and its Enemy*, Vol. I, P. 88, 152)。一体にポパーは、彼の民主主義的立場を擁護しようとするあまりに、プラトンを無理にも国家主義的全体主義者に仕立てようとしているようである。

この考え方と明確に対応するのは、弁証法の教育方法に関するプラトンの配慮であろう。この配慮は特に弁証法教育の時機の決定について見られるのであるが、それが三十才をもつて始るとされているのはすでに紹介した通りである。三十才という時機は一般の教育常識からすればむしろ遅い方であり、また当時の習慣にも反していた。しかもプラトンは、あえて三十才からと定めることについてはほ次のような意見を述べる。「哲学のどういふ学習が国家を亡ぼさずにすむか。すべて偉大なものは危険を伴うものであるが……私はきわめて大胆に、卒直に、国家は現在のやり方とは逆の仕方でのこの仕事を行うべきだと思う。」(497d/e)。逆の仕方とは何か。それはさきに統治者の教育過程として述べられたことのすべてを含むのであるが、なかでも特に著しい特色は、三十才までは本格的な哲学学習、すなわち弁証法の学習をさせないという主張であろう。その理由は、「今日の弁証法に伴っている多くの悪」(537e)の発生を予防するためとされているのであるが、それについては次のような説明が施される。「私たちは子供の頃から、正しいこと、美しいことについての一定の見解を教えられており、それに従い、それを尊敬して、両親に育てられるようにそれらで育てられてきた。……しかし、そういう状態にある者に、吟味的な心が起り、何が美であるかと質問し、彼が立法者に教えられた通りに答えると、議論がいくたびも色々にそれを反駁して、遂に

彼を、それは善いに劣らず醜くもあり、正義や善についても、また彼が最も尊重するすべてのものについても同様であると思はざるをえない破目に陥れるならば、彼はどのような態度に出るだろうか。それでもなお、それらのものを尊重し服従するだろうか。……おそらく彼には、合法的であつたものが違法的になつたように見えるだろう。……だから……彼らを弁証法に導くには万全の警戒が必要である……だから、彼らが余りに早くこの喜びを味わわないようにするのは立派な配慮ではないか。……なぜなら、若い者は、はじめてこの味を覚えると、それを玩具にして、いつも反論を試み、自分たちがやつつけられたときの真似をして他人をやつつける。まるで仔犬のように、近寄る人にじやれついたりひつつかいたりして喜ぶ。……しかし、もつと年をとると、そういう狂気にはもはや捕われずに、真理を求める弁証家ディアレクティクを模倣し、ふざけて論争を試みる論争家エリステイクの真似はしない。こうして彼は、より端正な性格を達成するだけでなく、弁証法の評判をおとすかわりに、むしろそれを高めるものだ」(538c~539d)。

以上のように見てくると、プラトンの理想国における教育の性格が、その本来の目的、すなわち理想国家の維持充実という目的にどれほど強く支配されているかが分るのである。人間の各成長段階における心理学的な、あるいは社会学的な把握と描写の豊かさは別として、従来普通にプラトンの功績として高く評価されてきた教育思想上の特色は、すべてこの、理想国家の維持充実という、教育に対して与えられた断乎たる役割の論理的な所産として説明されうるであろう。最高善に基づく理想国家の維持のためには、常に理想を見うる者の一定数が確保されなければならぬ。これが哲学や人文的教養の高く評価される所以である。<sup>注</sup>しかし、この理想を見うる者の数はきわめて限られているのであるから、これらを選び出すことが重要な問題となる。これが段階的な選抜的教育体系が、歴史上



はじめて構想された所以である。しかも、こうした選抜が可能なためには、多くの準備的教育の段階が整えられて、それらの学習が低次より高次へと高上の完成されていかなければならない。これがプラトンの教育構想に愛智的エロスの気風の充実する所以である。しかしまた、こうした目的の完全な達成のためには、すべての者が、はじめから均等の機会を与えられ、国家の均等な配慮の下におかれなければならない。これがプラトンの国家において教育が国民の共有とされる所以である。また、この国家において体育と音楽教育とが重視される理由も、同じくこの立場から理解される。理想国家の守護のために必要な柔しさと強さとの調和は、音楽と体育とによる心情の陶冶による以外にはない。そして最後に、理想国家維持の絶対条件である確信の統一は、統治者によつて見られた理想の姿が、支配者階級にあつては知的に、被支配者階級にあつては情的に実現されていくのでなければならない。これがプラトンの理想国の構想をして、典型的な教育国家たらしめた所以である。

註 「理想を見る」というイデア論的立場が放棄され、「哲人王」の思想が廃された法律篇では、この人文主義的特徴も自然に失われ、ただ厳格な法治国家という形骸だけが残る。いわば当然の帰結である。

こうして見ると、プラトンの理想国における教育の構想が、全体として、いかにも論理的にすすめられていることが分る。すなわち、絶対的と思われる理想を先に立てて、その達成のために必要な条件をきわめて卒直に、論理的に構想していくのである。この当時のプラトンは、すでに多くの点でソクラテスの精神から離れていたと思われるが、「最善と思われるロゴス以外には従わない」(Crito, 46b) というソクラテスの強い合理主義精神の一面は、そのままプラトンにも承けつがれていたのであろう。法律篇における国家の構想に際しても、「ロゴスがどこに導

こうとも、友よ、その導くところについていこう」(Leg. 67a)と書かれているのである。

国家篇においても法律篇においても、プラトンの構想の内容がスパルタの制度に似ているところから、研究者の間では、彼がスパルタの制度からどれだけのものを借りてきたかということが、しばしば大きな関心事となつていようである。事実プラトンにそうした形跡が多く見られることは否定できないことであろう。しかし、そのことから直ちに、プラトンがスパルタの諸制度を彼の理想国家の範としてとつたと結論することは公平ではないであろう。<sup>注</sup>むしろプラトンは、善のアイデアを基本とする正義の国家という理想国家の原型が構想されて以後は、その原型の維持と充実に必要十分な条件を、いわば論理的な要求に導かれて、大胆卒直に展開していったように見える。したがつて、その提案の一部は、弁証法の教育についても告白されていたように、当時のアテナイの諸制度や慣行とは全く反対になることもあり、またスパルタその他の国々の諸制度との関係も、時にはそれらと一致し、時には全く矛盾した。しかもそれらを自由に参照しながら、卒直に自分の意見を展開し、その国家構想を、ギリシアの諸国家の病弊の治療という現実的な意図のために提案することには、よほどの勇氣が必要であつたにちがいない。しかもなお、この勇氣をプラトンに得しめたものは、あくまでも「ロゴスの導きに従う」という彼の基本的な合理主義的態度であつたと思われるのである。

註 プラトンの理想国家がスパルタの国家に似ていることはもちろん否定できない。しかし、この「似ている」ということが、時には好意的に強調され、時には非難の意図をもつて強調される。私がここで念頭においてるのは後者のばあいであり、特に、クロスマンやポパーによるプラトンへの攻撃である。彼らは現代民主主義の立場からプラトンの全体主義、貴族主義的傾向を批判し、理想国家のモデルが、全体主義的、国家主義的なスパルタにとられたことを主張する。K. R. Popper, *Open Society and its Enemy*, Revised Ed. Vol. I, P. 55; R. Crossman, *Plato to-day* P. 118 参照。

この気配は、たとえば「高貴な嘘」や、女性に関する男性と同等の教育の主張や共有の主張、あるいは「哲人王」の主張など、プラトンの国家にとつて最も重要な、しかも常識的にはほとんど承認されそうにもなかつた諸構想の提出にあつてのプラトンの言葉づかいからも十分に汲みとられると思う。「高貴な嘘」の提案にあつては、予め次のような会話が行われる。「貴方は言うことを躊躇なさるようですね。——僕が言つたならば躊躇するのも尤もだと君は思うだろう——仰言つて下さい。ご心配なさらずに。——それでは言おう」(414c)。また女性の問題に関しては、「貴方はそれ（女性と子供の共有の説）が分りきつたことだともいうようにあつさりと片ずけて、私たちがそのことに気づかないとでも思つていらつしやるのですか——それで正しいじゃないかね、アディマントス——しかし、どうあつたら正しいかの説明が必要ですよ……だつて、それが正しく行われるかどうかは、国家にとつて重大な、いや、活殺の問題だと私たちには思えますから——よし、よし、分つたよ。しかし、この説明は容易じゃないね。これまでの論議以上に納得しにくいことが起るだろう。だつて、言われたことが実行可能かどうかが問題だし、しかも、たとえ実行可能だとしても、果して最善の策かどうかがまたも問題になるだろう……」(419c~450c)。こうして男女同等の教育が主張されるのである。そして更に次のような表現をもつて女性の共有が主張される。「女性の法律について、今のは一つの大波を乗り越えたようなものだ……しかし、この次のを見たら、それを大きいなどとは言わないだろう……つまり、すべての女性はこの階級のすべての男性に共有であり、個人的には男性と同様しない。のみならず、その子供たちも共有であつて、親はその子を知らないことにするのだ」(457c~d)。また、国家篇の思想的なクライマックスとも言ふべき「哲人王」の構想の提案は、全く冒険的な勇氣の口調をもつて、次のような表現をとる。「さて、いよいよ、私が最大の大波にもたとえたものがやつてきた。だが、その波が

嘲笑と不信とをもつて私を溺らそうとも、それは言われる運命にある。……哲学者が諸国において王になるか、あるいはこの世の王候がほんとうに哲学しうるか、……でなければ、国々に悪の終熄することはなく、人類についても同様である。ここにおいてのみ私たちの理想国家は実現の可能性をえて、陽の目を見ることができぬ」(473c~d)。

プラトンが再三再四大波を乗り越えることに比したこの議論の展開法は、国家篇におけるプラトンの思考態度が決して他国の制度を模倣するというような安易なものでなかつたことを物語っている。むしろ、これは、彼の態度が、理想国家の経営という目的が絶対的に要求する論理の道すじを大胆卒直に辿ることに集中されていたという私たちの主張を裏づけるに足るものと言えよう。模倣どころではなく、プラトンが提案するさまざまの構想は、実際的には実現の可能性をもちえないものかもしれない。しかし、「国家にとつても支配者にとつても、そうなたたならば最も有益である」(458b)ことがら、「国家の最大善の原因」(454d)であることがら、「そうするのが最善をなすことである」(466d)ことがらが卒直に提案せらるべきであつて、「実行は本来ロコスよりも真理にふれることの少いもの」であり、したがつて、「構想において述べられたことがらが、そのまま事実においてもありうることを証明せよと私に迫つてはならない。」(473a)というのがプラトンの基本的な思考態度であつたのである。

こうして、今や私たちは、プラトンにおける国家と教育との関係をほぼ正当に理解できる段階に立ち至つたと思う。私たちは先に、プラトンの国家の構想が、アテナイの病弊の治療を目的として出発したことを指摘したのであるが、その治療の方法として選ばれたのは、いわば病症への直接の働きかけではなく、先ず健康なものの在るべき姿を探り、それを規準として、治療の方策を論理的に導き出すことであつた。したがつて、この論理的な方策が、プ

プラトンの教育構想として展開されたのである。「私たちが、正義の徳はそれ自体としてどのようなものであるか、完全に正しい人があつたとして、それはどのような性格であるかを探究し、また、不正の徳と完全に不正な人間とのことを探究したのは、そこに範例を求め、それらによつて示される幸福と不幸との規準に従つて、私たち自身の幸福と不幸とを判断し、また、私たちがそれらにどれだけ似ているかを判断するためだつたのであつて、現実にそうした人々が存在することを示すためではなかつた。」(472c)。つまり、プラトンは、カントの哲学用語を用いるならば、国家生活が徳と幸福との統一即ち最高善でありうるための保証として理想国家の實在を要請し、最高善の實現のための命令として教育の在り方を工夫したと言えよう。プラトンの教育論の最も重要な問題点の一つは、実にこの命令の論理的性格、あるいは、その底に横たわるプラトンの思考法の論理的性格をめぐつて生じてくるのである。

仮りにここに、プラトンの思考法の特色を上述のカントの用語に従つて表現すれば、その問題点というのは、彼の教育論の命令的性格が定言的 (kategorisch) でなくて、仮言的 (hypothetisch) でしかありえないことだということになるであろう。カントによれば、最高善の理想は要請されるものではあるけれども、實現されるものではなく、したがつて、その實現への命令は形式的にしか与えられないのであつて、もしそれが実質的特殊的に与えられるならば、それは直ちに普遍的な妥当性を失うことになる。ところが、プラトンのばあいには、理論的には仮説にすぎない最高善の現実性——善のイデア、あるいはそれに即した理想国家の在り方——が、当然哲人王によつて見らるべきものとして許容され、そこから、その見られたものの實現に参与すべき必然の働きとして、彼の教育論が実質的具体的に命令されているのである。したがつて、この命令の性格はもはや定言的ではなく、仮言的ではありえない。つまり、もし私たちが、プラトンによつて見られた理想国家の在り方(なぜなら、それは哲人王によ

つて見られる前に、プラトン自身によつても見られているはずであるから）の承認を拒否するならば、あるいはまた、カントに従つて、それが本来見られべきものでないと主張しようとするならば、プラトンの命令は忽ち成立しないわけであり、ただ、プラトンの見たところの理想像が承認されたばあいにはのみ、つまり仮言的にのみ、命令としての客観性を主張しうるのである。

プラトンの国家と教育の論に対する批判はいろいろの立場からなされうるであろうが、プラトンの思考法の特徴に著目するこの立場からの批判は、私にとつては特に重要なものに思われる。従来のプラトン批判は、彼のこの思考法から派生する、あるいは保守的な、あるいは進歩的な、あるいは人文主義的な、あるいは国家主義的な諸傾向に対する賛成と反対の意見の集積にすぎないばかりが多かつたのではないだろうか。しかし、それらの諸傾向は、むしろ基本的な思考法の結果として現れるものであつて、私たちが現在、国家と教育との関係について直面している諸問題、つまり、統制と自由、全体と個人、政治的中立とイデオロギーなどの諸問題も、それに対する私たちの賛否の問題であるよりも以前に、先づそれらの諸対立の底に横たわる思考法の問題であり、その点、それらの問題の混乱のない解決のためには、先づプラトンの思考法に対する批判とほとんど同一の批判を必要としているように思われるのである。

#### 四、プラトンの思考法の問題性

プラトンの国家における教育がきわめて統制的であり、したがつて教育形式においても内容においても、きわめ

て自由に乏しいということは、研究者間に広く認められている事実と見てよいであろう。国家篇の「理想国家」に代つて「次善の国家」(693d)②が計画される法律篇においては、独裁政体と民主政体との混合、すなわち、権威と自由との結合が主張されているけれども(699d)、現実に立案されたものは、依然として統制的な法治国家であり、従つて、そこにおける教育の性格も、結局は、「法によつて正しいと言われ、且つ最も年長で最も優れた人々の経験によつても真に正しいと是認されたロゴスに向つて、児童を引き入れ導くことである。」という定義につぎる(699d)。

ヴィンデルバンドは国家篇についてこの事情を評し、「人間全体は資料として、その高級なるものも下級のものにも劣らず等しく、この国家においては、一つの教えの支配のための犠牲とされている」と述べ、この国での最高の教育である統治者の教育についても、「これらの統治者たちは崇高なる教えの伝授を受けた者どもである。だが、もし彼らが個性的なる何ものかをもつていたにしても、かかる何ものかは、今や、あの教育の平等化的過程の全体を踏むうちに、イデア論の研究に従つていけるうちに、宗教的観想にふけつていけるうちに、いつしか消え去つてしまつている。また、彼らは、のみならずある程度まではすべての防衛者たちさえも、多数民衆に対しては、ある目的の下に陶冶された一つの高級なる種族をなしている。しかもこの「超人たち」の種族の間においては、自由な個性とか、独立なる人格とかは、も早や何らの市民権も有しないのである」と説明し、更に、「ここに我々はかくも精神的内容の淋しい、かくも文化価値の少い生活組織を、己が同胞民族にその理想として提案した人が、一個の偉大な哲学者なるを思うとき、そんなことがよくも出来たものだと驚愕の念を禁じえない。これがプラトンという人なのである。この人がギリシヤ人を信神深い百姓にしようとしている！」と痛烈な批判を浴せている(出隆、田中美知太郎訳、「プラトン」三三二―三三六頁、三三六頁)。また、ほぼ同じ点について、クロスマンは次のように批評す

る。「プラトンの哲学は、自由の理念に対して歴史が示しうる最も野暮な、最も深刻な攻撃である。それは『進歩的』思想のすべての公理を否定し、進歩的思想によつて最も親しまれているすべての理想に挑戦している。平等、自由、自治——すべてが幻影として断ぜられ、これを支持するものは、分別よりも同情に支配される類の理想主義者くらいのものだとされている。」(R. Crossman, *Plato to-day* P. 132)。

ヴィンデルバンドやクロスマンの批評はおそらく正しいであろう。事実、プラトンの構想の性格は疑いもなくそうした特色を示しているのである。しかし、ここに注意しなければならないのは、このプラトンの構想の特色を、単に自由や統制、進歩や反動、あるいは平等、自治などの言葉だけで評し去ることはきわめて危険ではないかという点である。人は自由を目的として統制を行うことができるし、また、進歩を意図しながら反動の役割を果すことを避けえないばあいもある。プラトンのばあいがまさにそうであつた。しかも、それを批判するばあいの、進歩や反動、自由や統制についての判断の規準はきわめて曖昧であり、歴史の段階や社会の個性的な条件によつて浮動する可能性がきわめて多い。また、平等、自治などの概念にしても、あらゆる時代と社会とのあらゆる人々をその内容の理解に関して一致せしめるだけの客観性はもっていない。むしろ、如何なる平等、如何なる自治を選ぶかが問題であり、その選択はやはり、歴史的・社会的・個人的な決断に任されていると言わなければならないであろう。プラトンに対する評価や批判が、ヴィンデルバンドやクロスマンのそれとはむしろ対照的に、しばしばきわめて高く、同情的であつたというのも、プラトンの思想内容がきわめて多彩且つ多面的であるということのほか、その大きな原因の一つは、おそらくここにあつたであろう。

その点、注目に値いするのは、基本的には上述の人々と同じ批判の立場にありながら、その批判に値いする態度



をプラトンにとらしめた更に根本的な原因として、特にプラトンの思考法の性格を指摘しようとするデューイ、ポーなどの態度であろう。プラトンの理想国の構想がきわめて論理的であり、しかも特殊な思考法の上に築かれてゐることはすでに指摘してきたのであるが、それは要するに、国家の理想の状態（イデア）が誰か（いわゆる哲人王）によつて見られうるということを承認して、その見られたものの実現のための必要な条件が、その国家の教育機構として構想されたのであつた。しかし、こうした理想国家の認識可能性という問題については、私たちは二つの、それぞれに相反した態度をとることができる。一つは、プラトンと共に、それが見られうることを承認する態度であり、いま一つは、それが見られうることを承認しない態度である。しかもこの二つの態度は、更にその下位区分として、それぞれ二つづつの態度に分れる。つまり、前の態度の中には、(一)プラトンの見たものをそのまま承認する態度と、(二)それ以外のものを承認する態度とが含まれており、後の態度には、(三)それが本来存在しないことを主張する態度と、(四)たとえ存在するとしても、見られうるかどうかについての判断を保留する態度とがある。プラトンの理想国家の構想は、したがつて、第一の態度によつては部分的に、つまり、理想実現の技術的方策に関して、しかし第二、第三、第四の態度によつては根本的に批判され、反対される余地を残しているわけである。しかしこれらの四つの態度の中で、思考法においてプラトンと基本的に相違しているのは、第三、第四の態度であり、要するに、イデア認識の可能性があるというプラトンの最初の前提を全く拒否しようとする態度である。

こうした態度から、プラトンを、特にその思考法に関して批判しようとするばあいの一例として、デューイやポーを挙げることができる。デューイは、「プラトンの出発点は、社会の組織は窮極的には存在の最後の目標の知識に依存するということであつた。」という基本的な把握の上に立つて、プラトンの思考法を批判し、結局、「彼の

哲学の失敗は、彼が、教育の漸次的進歩が比較的に善である社会をもたらし、比較的に善である社会が更に教育の進歩をもたらすという風に、こうした営みが無限に続けられるということを信じえなかつたという事実において明瞭に示されている。」と断定している (J. Dewey, *Democracy and Education* P. 102, 106)。デューイのこの態度は、彼が教育の仕事をも、プラトーンと同様に、医者の仕事になぞらえて、私たちのいわゆる一種の哲学的治療として語るばあいにも明瞭に現われている。彼によれば、「子供の身体的発達は、その子供の現状——観察され、記録された身長、体重、その他の諸現象——の検査によつて判定されることが出来る。子供の窮極の完成像ではなくて、こうした諸現象が、賢明な医者や両親を導いて、その子供が成長しているか、停滞しているか、退歩しているかの評価をなさしめるのである。」と主張される (J. Dewey, *Article on Aims and Ideals of Education in Encyclopaedia and Dictionary of Education*)。つまり、デューイのばあいには、政治や教育が、国家や個人の具合の悪い状態、あるいは病める状態に対応する治療的処置でありうることは認めるが、国家や個人の理想的状態は何かという問いに対しては、あえて解答を拒み、その解答なしにでも、状態の分析や治療法の構想が可能であると主張しようとしているわけである。

この主旨を更に論理的に主張していると思われるのはポパーの考えである<sup>註</sup>。彼はプラトーンに見られるような、予め国家の理想像を規定してかかるうとする社会改革の態度を、「ユートピア的工作法」(utopian engineering)と呼び、これに対して、「唯一の合理的な工作法」として、「漸進的工作法」(piecemeal engineering)があることを主張する。彼によれば、ユートピア的工作法の基礎となる思考法の特徴は次のように描写される。「すべて合理的な行動は一定の目標をもたなければならぬ。行動はそれが自分の目標を意識して、しかも首尾一貫してそれを追

求する程度に応じて、また、この最後の目標を規準としてその方法を決定する程度に応じて、合理的である。……この考え方の原則が政治的活動の領域に適用されたばあいには、私たちが何かの実際の活動を行う前に、先づ窮極の政治的目標、あるいは理想国家の像を決定しなければならぬということが要求されることになる。この窮極目標が、少くともその大体の輪廓において、決定されたときにはじめて、また、目標とする社会の一種の青写真ができてきたときにはじめて、私たちはそれを実現するための最善の方法や手段を考え始めることができるし、實際行動への計画を立て始めることができる」。これに対して、漸進的工作法の特徴は次のように説明される。「この方法を採用する政治家は、胸中に社会の青写真をもつていてもよいし、もつていなくてもよい。また彼は、人類がいつの日にか理想国家を実現し、この地上に幸福と完成した状態とを達成することを希望していてもよいし、希望していなくてもよい。しかし彼は、その完成状態が、たとえ達成できるとしても、はるか遠くの彼方であることを知っており、しかも、すべての世代の人間、したがってまた生きる限りのものがもつている一つの要求は、おそらく、幸福になりたいという要求であるよりも、(なぜなら、人間を幸福にする制度的方法はないのであるから)、不幸になることを防げるばあいには不幸にしないでほしいという要求であることを知っているであろう。……したがって漸進的工作者は、社会の最大窮極の善を探究してそのために戦うよりも、社会の最大緊急の悪を探究してそれに抗して戦うという方法を採用するであろう。」(K. Popper, *The Open Society and its Enemy*, Revised Ed. Vol. I, P. 157~8)。

註 K. R. Popper, *The Poverty of Historicism*, (Economica 1944/45)

*The Open Society and its Enemy* 1945, Revised Ed. 1952.

ポパーの前の論文については神山四郎氏の研究『歴史の科学性の限界』（史学二十八巻一号）がある。

こうして、デューイやポパーは挙つてプラトンの国家構想における基本的な思考法を批判し、進んで反プラトンの思考法の正しさをそれぞれに主張しているのであるが、私はここで、この人々の主張をそのままに承認するわけでもないし、また、現在のところ、プラトンの思考法と反プラトンの思考法、あるいは、ポパーのいわゆるユートピア的工作法と、漸進的工作法とのいずれが正当であるか、あるいは、それらの関係はどうか、の議論を試みる余裕もない。この小論においては、ただ、プラトンの国家論と教育論の重大な問題点の一つが、その独特な思考法にあつたということ、その思考法の特徴が、いわゆる漸進的工作法に対しては、ユートピア的工作法という名で分類されるに値いするものであつたということ、及び、プラトンの教育思想の独特な展開、ことにその統制主義的な展開がここから生じたということ<sup>註</sup>を指摘するにとどめ、その思考法や、統制主義的な展開が教育問題一般の中に占めるべき地位や意味についての議論<sup>註</sup>は後日に期したいと思う。

註1 この思考法上の特徴に関する限り、プラトンの思想は、テイラーをはじめ多くの研究者の主張と喰いちがつてくる。小論の冒頭に述べたように、彼らは、プラトンの思想がユートピア的でないと主張したのであるが、プラトンの意図に關してはその主張が正しいとしても、プラトンの思考法に關しては、適當でないということになる。これはもともと、既に指摘されたように、ユートピア的という言葉の使用法が不明確であるところから起つた混乱であることは明らかである。

註2 この議論は、プラトンの問題から出発するばあいには、ソクラテスの思考法対プラトンの思考法の比較研究を中心として進められざるを得ないであらう。そして、この比較研究に關する限り、私は、論文、『プラトンにおけるソクラテス像の問題』（教育学研究廿二巻一号）及び『ソクラテス』（牧書店）において、すでに若干の議論を試みた。